

南スーダンPKOにおける受入国及び紛争当事者の同意と自衛隊の撤退等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十二月十四日

小西 洋之

参議院議長 伊達 忠一 殿



南スーダンP K Oにおける受入国及び紛争当事者の同意と自衛隊の撤退等に関する質問主意書

現在、自衛隊がP K O活動を行っている南スーダン共和国の治安情勢は、本年七月のキール大統領派とマシャール副大統領派との大規模な衝突以降緊迫した状態が続いており、P K O参加五原則（紛争当事者間の停戦合意等）が崩れているのではないかとの指摘が国会において幾度かなされている。そうした中、政府は、本年十月二十五日、「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」を閣議決定し、P K O活動の延長を平成二十九年三月三十一日まで延長した。

P K O参加五原則が崩れているかについて稲田防衛大臣は、「今回の南スーダンに派遣をしている部隊は、P K O法第三条第一号口の「武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動」に該当する。つまり、今回のP K O五原則における紛争当事者の停戦合意は、南スーダンが二十年の内戦というか紛争の後に独立をし、その際の合意がP K O五原則における合意である。」旨答弁し（平成二十八年十一月十五日、衆議院安全保障委員会）、P K O参加五原則にいう紛争当事者はスーダン政府及び南スーダン政府であり、南スーダン共和国内には同国政府以外に受入れ同意を取り付

ける紛争当事者はいないことを示唆した。

そこで質問する。

一 一般論として、P K O 受入れ時に当該国政府以外に紛争当事者がいなくとも、その後、国内の内紛等により、新たに紛争当事者（「国家に準ずる組織」を含む）が出現したと判断される場合、我が国政府は、即時に自衛隊を撤退させるのか、あるいは、現地に自衛隊を駐留させたまま当該国政府以外の紛争当事者に改めて「受入れ同意」を取り付けることとなるのか。また、仮に紛争当事者の「受入れ同意」が得られなかった場合、自衛隊は即時にP K O 活動から撤退させるのか、それとも一定の期間に現地に駐留することもあり得るのか、政府の見解を示されたい。

二 南スーダンにおいて、P K O 受入れ時に当該国政府以外に紛争当事者がいないと判断したとしても、その後、国内の内紛等により、新たに紛争当事者（「国家に準ずる組織」を含む）が出現したと判断される場合、我が国政府は、即時に自衛隊を撤退させるのか、あるいは、現地に自衛隊を駐留させたまま当該国政府以外の紛争当事者に改めて「受入れ同意」を取り付けることとなるのか。また、仮に紛争当事者の「受入れ同意」が得られなかった場合、自衛隊は即時にP K O 活動から撤退させるのか、それとも一定の

期間に現地に駐留することもあり得るのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

